

- 議案第18号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第19号 本別町犯罪被害者等支援条例の一部改正について
- 議案第20号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第21号 本別町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 議案第22号 本別町企業誘致条例の一部改正について
- 議案第23号 上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 議案第24号 本別町酪農ヘルパー振興基金条例の廃止について
- 議案第25号 本別町過疎地域持続的発展市町村計画について
- 議案第26号 令和8年度本別町一般会計予算について
- 議案第27号 令和8年度本別町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第28号 令和8年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第29号 令和8年度本別町介護保険事業特別会計予算について
- 議案第30号 令和8年度本別町介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第31号 令和8年度本別町水道事業会計予算について
- 議案第32号 令和8年度本別町下水道事業会計予算について
- 議案第33号 令和8年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について

議案第18号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第23号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和8年3月3日 提出

中川郡本別町長 佐々木 基 裕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「町長又は本別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする」を「別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び町長が第3項の規定により利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う特定個人番号利用事務とする」に改め、同条第2項中「町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に」を「別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に」に、「第4欄に」を「右欄に」に、「自らが」を「当該執行機関が」に改め、同条に次の2項を加える。

3 町長は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号関係事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

本則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
1 町長	本別町乳幼児等医療費助成に関する条例（昭和55年条例第21号）による乳幼児等の保護者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	本別町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和56年条例第18号）による重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	本別町乳幼児等医療費助成に関する条例による乳幼児等の保護者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		<p>(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 本別町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>
2 町長	<p>本別町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知</p>

		<p>的障害者に関する情報であ って規則で定めるもの</p> <p>(5) 本別町乳幼児等医療費助 成に関する条例による乳幼 児等の保護者に対する医療 費の助成に関する情報であ って規則で定めるもの</p>
--	--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

個人番号を情報連携する事務について、重度心身障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成及び乳幼児等医療費助成に関する事務を利用事務として位置付けるため、条例を改正する必要があるため本条例を提案した。

議案第19号

本別町犯罪被害者等支援条例の一部改正について

本別町犯罪被害者等支援条例（平成20年条例第31号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和8年3月3日 提出

中川郡本別町長 佐々木 基 裕

本別町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

本別町犯罪被害者等支援条例（平成20年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「遺族」の次に「で、町内に住所を有する者その他これらの者に準ずると町長が認める者」を加え、同条に次の1号を加える。

- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による偏見、無理解、差別等に基づく言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関等による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。

第5条中「害する」の次に「等により二次被害を生じさせる」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（見舞金の支給）

第7条の2 町は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金を支給するものとする。

第12条中「町長が別に」を「規則で」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

犯罪被害者等が受けた経済的負担の軽減を図り、より早く平穏な生活をおくることができるよう見舞金を支給する制度を設けること、誹謗中傷などの二次被害を防止するよう配慮を行う責務を明確にするため、条例を改正する必要が生じたので本条例を提案した。

議案第 20 号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 23 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

中川郡本別町長 佐々木 基 裕

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第 2 項中「100 分の 126.25」とあるのは、「100 分の 125.0」と読み替えるものとする。

第 22 条第 1 項中「この場合において、」の次に「同条第 2 項中「100 分の 126.25」とあるのは、「100 分の 125.0」と、」を加える。

別表第 1 から別表第 4 までを次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）	別添
別表第 2（第 3 条関係）	別添
別表第 3（第 3 条関係）	別添
別表第 4（第 3 条関係）	別添

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表 (一)

号俸	給料月額
	円
5	200,300
6	202,000
7	203,600
8	205,200
9	206,700
10	208,400
11	210,000
12	211,600
13	213,100
14	214,800
15	216,500
16	218,200
17	219,400
18	221,000
19	222,600
20	224,100
21	225,600
22	227,200
23	228,800
24	230,400
25	232,000

行政職給料表 (二)

号俸	給料月額
	円
1	198,200
2	199,900
3	201,600
4	203,300
5	205,000
6	206,700
7	208,300
8	209,900
9	211,500
10	213,000
11	214,500
12	215,900
13	217,300
14	218,800
15	220,300
16	221,800
17	223,200
18	224,600
19	226,000
20	227,400
21	228,800
22	229,800
23	230,900
24	232,000
25	233,000
26	233,800
27	234,700
28	235,500
29	236,400
30	237,200
31	238,000

別表第 2 (第 3 条関係)

福祉職給料表 I

号俸	給料月額
	円
1	212,700
2	214,400
3	216,000
4	217,700
5	219,200
6	220,800
7	222,400
8	224,000
9	225,600
10	227,400

福祉職給料表 II

号俸	給料月額
	円
11	229,200
12	230,200
13	231,200
14	232,300
15	233,500
16	234,600
17	235,600
18	236,600
19	237,500
20	238,500
21	239,500

別表第3（第3条関係）

医療職給料表（二）

号俸	給料月額
	円
11	220,700
12	222,800
13	224,500
14	226,500
15	228,700
16	230,800
17	232,900
18	234,000
19	235,000
20	236,100
21	237,200
22	238,000
23	238,900
24	239,700

医療職給料表（三）Ⅰ

号俸	給料月額
	円
5	228,800
6	230,700
7	232,500
8	234,200
9	235,900
10	237,800
11	239,700
12	241,600
13	243,400
14	245,400
15	247,400
16	249,400
17	251,400

医療職給料表（三）Ⅱ

号俸	給料月額
	円
1	254,700
2	256,800
3	259,000
4	261,200
5	263,400
6	264,400
7	265,200
8	266,100
9	266,900
10	268,000
11	269,100

別表第4（第3条関係）

教育職給料表Ⅰ

号俸	給料月額
	円
1	212,900
2	215,300
3	217,600
4	219,900
5	222,100
6	224,400
7	226,600
8	228,800
9	231,000
10	233,200

教育職給料表Ⅱ

号俸	給料月額
	円
11	235,400
12	237,600
13	239,800
14	241,900
15	244,000
16	246,100
17	248,200
18	250,000
19	251,700
20	253,400
21	255,100

提案理由

会計年度任用職員給料表及び期末手当の支給率を改正するため、条例を改正する必要が生じたので本条例を提案した。

議案第 21 号

本別町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について

本別町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和56年条例第18号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和8年3月3日 提出

中川郡本別町長 佐々木 基 裕

本別町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

本別町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和56年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、電子資格確認により、保険医療機関等が資格情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

医療費助成に係る資格情報の確認について、個人番号カードによるオンライン資格確認を実施した場合は例外であることを規定するため、条例を改正する必要が生じたので本条例を提案した。

議案第 22 号

本別町企業誘致条例の一部改正について

本別町企業誘致条例（昭和 33 年条例第 6 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

中川郡本別町長 佐々木 基 裕

本別町企業誘致条例の一部を改正する条例

本別町企業誘致条例（昭和 33 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「本別町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成 21 年条例第 12 号）」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例（令和 7 年条例第 29 号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

企業誘致に伴う奨励金と固定資産税の課税免除に関する制度の整合を図るため、条例を改正する必要性が生じたので本条例を提案した。

議案第 23 号

上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 42 年条例第 12 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

中川郡本別町長 佐々木 基 裕

上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 42 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

職員の給与に関する条例の改正により、職員に対し支給される手当のうち配偶者の扶養手当が廃止されることに伴い、上下水道事業職員に対しても同様の措置を行うため、条例を改正する必要が生じたので本条例を提案した。

議案第24号

本別町酪農ヘルパー振興基金条例の廃止について

本別町酪農ヘルパー振興基金条例（平成4年条例第5号）を廃止するものとする。

令和8年3月3日 提出

中川郡本別町長 佐々木 基 裕

本別町酪農ヘルパー振興基金条例を廃止する条例

本別町酪農ヘルパー振興基金条例（平成4年条例第5号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

本別町酪農ヘルパー振興基金を廃止するため、条例を廃止する必要が生じたので本条例を提案した。

議案第 25 号

本別町過疎地域持続的発展市町村計画について

本別町過疎地域持続的発展市町村計画を定めるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項により、別冊のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

中川郡本別町長 佐々木 基 裕

提案理由

本別町過疎地域持続的発展市町村計画について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第7項の規定による北海道との協議が整ったので、同条第1項により議会の議決を経るために提案した。

議案第26号

令和8年度本別町一般会計予算について

令和8年度本別町一般会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和8年3月3日 提出

中川郡本別町長 佐々木 基 裕

議案第 27 号

令和 8 年度本別町国民健康保険特別会計予算について

令和 8 年度本別町国民健康保険特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

中川郡本別町長 佐々木 基 裕

議案第28号

令和8年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について

令和8年度本別町後期高齢者医療特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和8年3月3日 提出

中川郡本別町長 佐々木 基 裕

議案第 29 号

令和 8 年度本別町介護保険事業特別会計予算について

令和 8 年度本別町介護保険事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

中川郡本別町長 佐々木 基 裕

議案第30号

令和8年度本別町介護サービス事業特別会計予算について

令和8年度本別町介護サービス事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和8年3月3日 提出

中川郡本別町長 佐々木 基 裕

議案第31号

令和8年度本別町水道事業会計予算について

令和8年度本別町水道事業会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和8年3月3日 提出

中川郡本別町長 佐々木 基 裕

議案第32号

令和8年度本別町下水道事業会計予算について

令和8年度本別町下水道事業会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和8年3月3日 提出

中川郡本別町長 佐々木 基 裕

議案第 33 号

令和 8 年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について

令和 8 年度本別町国民健康保険病院事業会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

中川郡本別町長 佐々木 基 裕

